

# 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2023年1月現在)

	英国	ドイツ	フランス	E C 指令
仕入 税額控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除
発行資格・ 義務者	登録事業者（付加価値 税番号が付与される） ※ 非登録事業者（免税事 業者）は発行不可	事業者 ※ 免税事業者もインボイスの 発行はできるが、税額の記 載不可	事業者 ※ 免税事業者もインボイスの 発行はできるが、税額の記 載不可	事業者 ※ 免税事業者もインボイスの 発行はできるが、税額の記 載不可
記載事項	① 年月日 ② 付加価値税番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号（連続番号） ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号（連続番号） ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号（連続番号） ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号（連続番号） ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等
免税事業者 からの仕入れ	インボイスがないため、仕入 税額控除できない。 非登録事業者がインボイス を発行した場合にも、イン ボイス受領者が善意である 場合を除き、原則税額控 除不可（当該免税事業 者には、記載税額の納付 義務あり）。	インボイスに税額の記載が ないため、仕入税額控除 できない。 免税事業者が税額を記載 した場合にも、インボイス受 領者が善意である場合を 除き、税額控除不可（当 該免税事業者には、記載 税額の納付義務あり）。	インボイスに税額の記載が ないため、仕入税額控除 できない。 免税事業者が税額を記載 した場合にも、税額控除 不可（当該免税事業 者には、記載税額の納付義 務あり）。	—

「参考」日本 【区分記載請求書等保存方式】	「参考」日本 【適格請求書等保存方式】 (R5.10.1~)
帳簿及び請求書等の保存が要件 仕入れ等に係る税込価額から一括して割り 戻す形（税込価額×7.8/110（軽減対 象の場合6.24/108））で計算した消費 税額を控除	帳簿及び適格請求書等（インボイス）の保存が 要件 ① インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて 計算する「積上げ計算」 ② 適用税率毎の取引総額を割り戻して計算する 「割戻し計算」 のいずれかを選択して計算した消費税額を控除
請求書等の発行者に制限なし	登録事業者（登録番号が付与される） ※ 非登録事業者（免税事業者）は発行不可
【請求書等の記載事項】 ① 年月日 ② 書類の作成者の氏名又は名称 ③ 書類の交付を受ける当該事業者の氏 名又は名称 ④ 資産又は役務の内容 （軽減税率対象である場合その旨） ⑤ 税率の異なるごとに区分して合計した 税込対価 ※ 税額の記載は任意	【インボイスの記載事項】 ① 年月日 ② 書類の作成者の氏名又は名称及び登録番号 ③ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は 名称 ④ 資産又は役務の内容 （軽減税率対象である場合その旨） ⑤ 税率の異なるごとに区分して合計した対価 （税抜き又は税込み）及び適用税率 ⑥ 税率の異なるごとに区分した消費税額等
免税事業者が発行した請求書等の 場合にも、税額控除を容認。	インボイスがないため、仕入税額控除できない。

(注) 上記は、各国における原則的な取扱いを記載。なお、日本及び付加価値税の存在しない米国を除くOECD諸国ではインボイス制度が導入されている。